

認定事例

(災害補償課)

夜間操法訓練後のミーティング中、心室細動を発症し死亡した事案(公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団員(37歳)

2 職業

地方公務員

3 災害発生日

平成15年6月10日

4 傷病名

心室細動(死亡)

5 災害発生状況

7時10分、起床。朝食を摂った後7時45分より18時35分まで勤務し、夕食後、19時10分に自宅を出て機具庫に向かった。

19時15分に到着後、充電中の小型動力ポンプからケーブルを外し、積載車を移動した。訓練旗を取り付け、資機材等を1人で積み込んだ。19時45分頃、他の団員が集合したので、積載車を運転して訓練会場へ向かった。

19時50分に訓練会場到着後、全員で訓練資機材を積載車から降ろして会場設営をし、小雨の降る中、20時から21時45分まで操法訓練を途中休憩を挟み行ったが、雨が激しくなったことから訓練を終了し、撤収作業を行った。22時10分、機具庫へ到着後機材を降ろし、ホース6本を乾燥塔に干し、片づけが終了した。

22時25分より機具庫内でミーティングを開始し、その日の反省点を話し合った。

22時45分頃より訓練要員が訓練日誌に順番に記入を始めたが、22時50分頃に急に意識をなくして倒れ、救急搬送されたが、翌日0時5分、収容先の病院で死亡が確認された。

6 参考

(1) 発症前の活動

発症当日と同様の訓練に6月3日～4日及

び7日～8日の夜間(19時15分～)に出動し、3～4時間程度訓練を行う。その前1か月間においても、週2、3日程度操法訓練及びミーティング等を3時間ほど実施した。

(2) 本人の身体的状況

- ・身長172cm / 体重85kg
- ・既往症：なし
- ・嗜好品：ビール(小ビン / 1日)

(3) 当日の気象状況

雨、気温18.9℃

発症時は雨と汗で濡れた訓練服の上着を脱ぎTシャツ1枚でミーティングに参加した。

【説明】

発症当日は勤務終了後の夜間に消防資機材を準備して訓練会場に向かい、資機材を設置した後、タイム測定のなかで訓練活動に従事するなど相当な肉体的負荷が認められる。また、被災団員は入団後まもなく(15年3月30日入団)、緊張感の中で訓練に従事していたものと考えられ、精神的負荷も認められる。

また、被災団員は発症日前の1か月間にわたり3時間以上の夜間訓練をはじめとする各種訓練に継続的に従事しており、この訓練活動による相当な疲労の蓄積があったものと推測できる。

したがって、本件の「心室細動」は、継続的な訓練による疲労の蓄積と発症当日における操法訓練等の一連の行動が肉体的・精神的に過重な負荷となり、発症に至ったと考えられることから、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められるものとして公務上の災害と判断した。